平成２７年（フ）第１２６１号
大阪府吹田市岸部南１丁目４番３号
債務者　吉川　潤一
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３００号
大阪市此花区酉島１丁目18番19―206号
債務者　中東　宣治
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３２９号
大阪市此花区伝法６丁目５番８―205号
債務者　白石　千二
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３３１号
大阪市住吉区殿辻１丁目２番27号　メゾンド福島401号
債務者　椿　　実
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３３５号
大阪市淀川区田川１丁目13番23号　レガロ302号
債務者　南田　真一
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３３６号
大阪府吹田市青葉丘北10番７号
債務者　立木香代子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３４０号
大阪市住吉区清水丘３丁目13番９号　清水丘ハイツ５－Ｂ号
債務者　小笠原裕子（旧姓長倉）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５７号
奈良県磯城郡三宅町大字小柳428番地
債務者　玉井　幹也
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
奈良県橿原市北妙法寺町607番地　レオパレス夢心地206、前住所奈良県吉野郡大淀町大字佐名伝９番地の１
債務者　辻　　信隆
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
さいたま市南区内谷５丁目24番12号　秋元コーポ101
債務者　高田　壽代
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
埼玉県朝霞市根岸台３丁目11番９号
債務者　佐々木良子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
さいたま市大宮区寿能町２丁目140番地１　寿能団地７―410
債務者　前島　豊和
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８７号
埼玉県加須市本町11番30号
債務者　戸枝　定子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６号
埼玉県東松山市大字野田1265番地58
債務者　安達　　了
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２７号
埼玉県東松山市大字野田1265番地58
債務者　安達ヨシ子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４２号
埼玉県熊谷市原島1301番地５　総和ハイツ２―201号室
債務者　小林　　智
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０６号
川崎市宮前区宮崎153番地　ビバーチェ宮崎台203
債務者　門倉　弘枝
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係